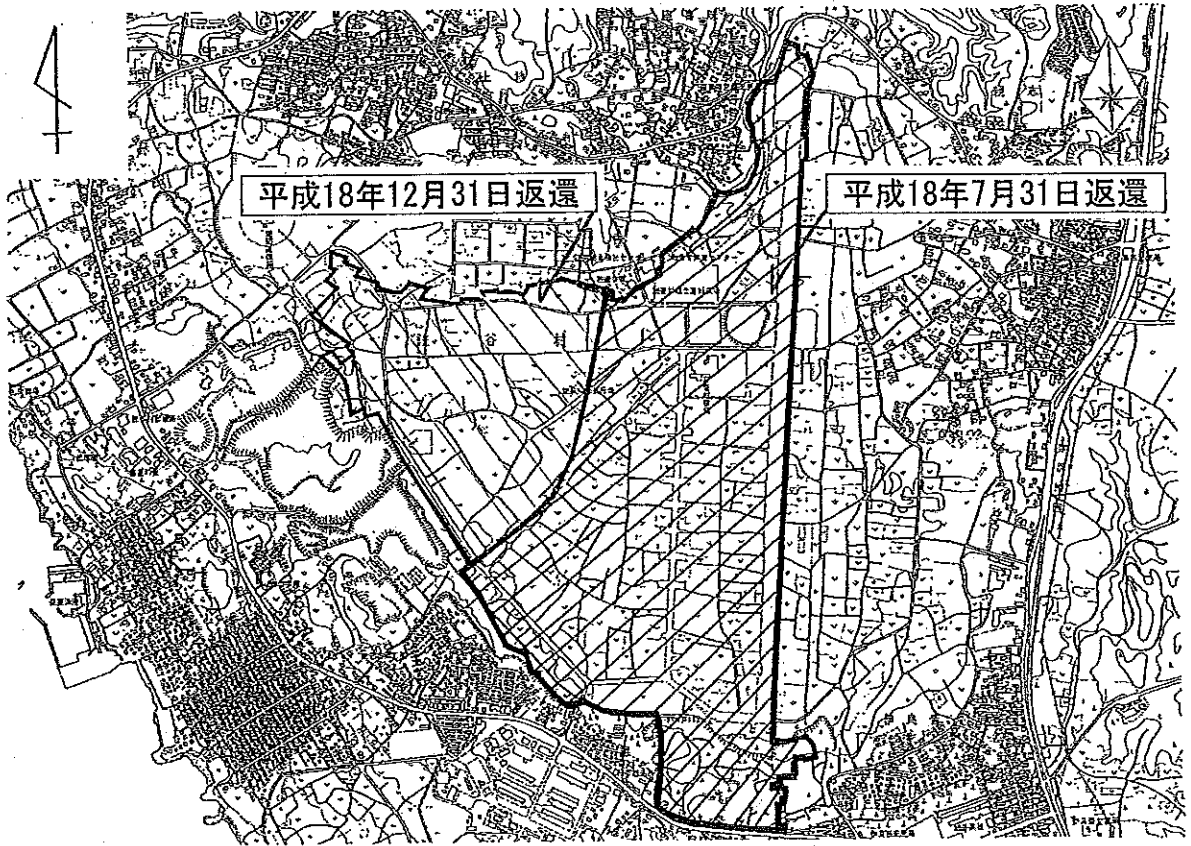
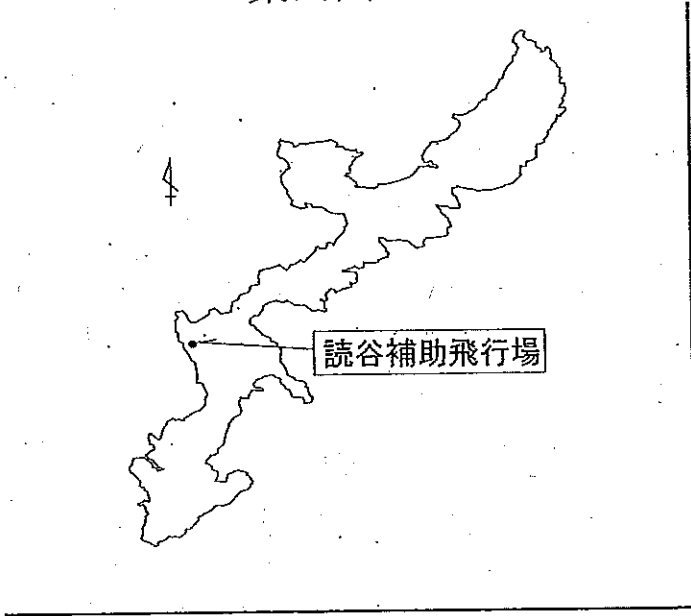


# 読谷補助飛行場

案内図

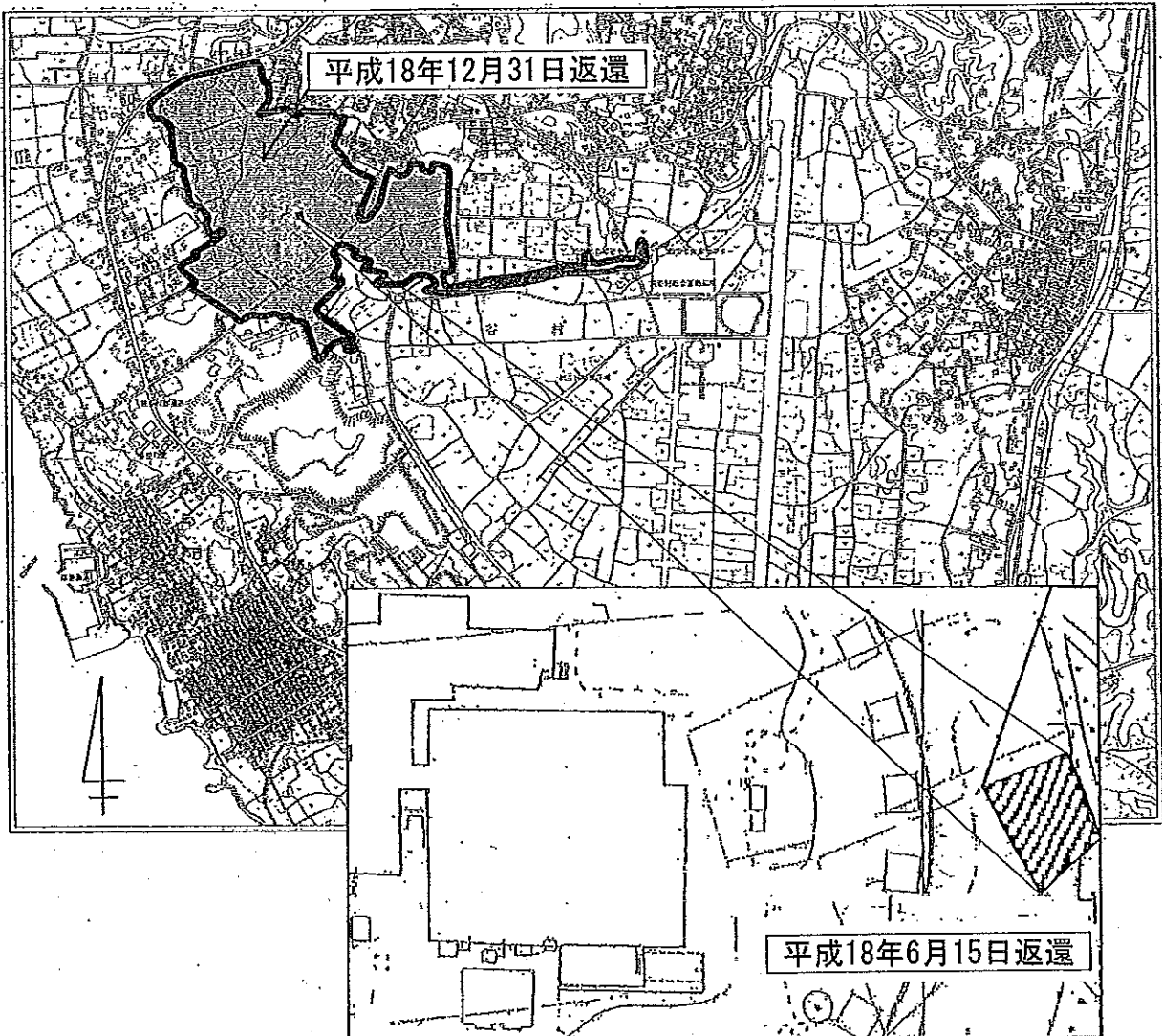
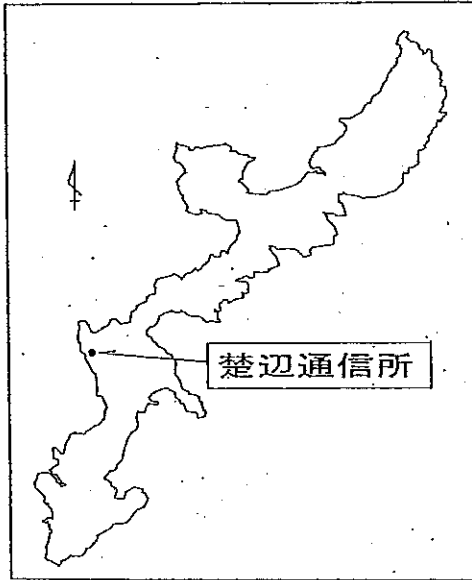


楚辺通信所に係る特定跡地の指定要件に関する事項

<p>開発整備を行うに 当たって原状回復 に相当の期間を要 すること (法第101条第1項)</p>	<p>原状回復措置に7月要したこと。</p>
<p>計画的な開発整備 が沖縄の振興に資 すると認められる こと (法第101条第1項)</p>	<p>沖縄振興計画（平成14年7月10日決定） においては、中部圏域の振興の基本方向につい て、「普天間飛行場等駐留軍用地跡地の再開 発を契機として、都市機能の再編・整備を行い、 那覇市から石川市間において、活力と潤いのあ る連たんした都市圏形成を推進する」とこととさ れ、具体的な推進方策として、楚辺通信所の駐 留軍用地跡地については、「公共施設整備や集 落整備を含めた総合的な整備を促進し、個性豊 かな田園空間の形成を図る」とこととされている こと。 本区域は楚辺通信所跡地利用基本計画を策定 しており、農地としての利用等を内容とする計 画をしていること。</p>
<p>面積が5ha以上で あること (政令第35条)</p>	<p>返還面積は約5.3haであること。</p>

# 楚辺通信所

## 案内図

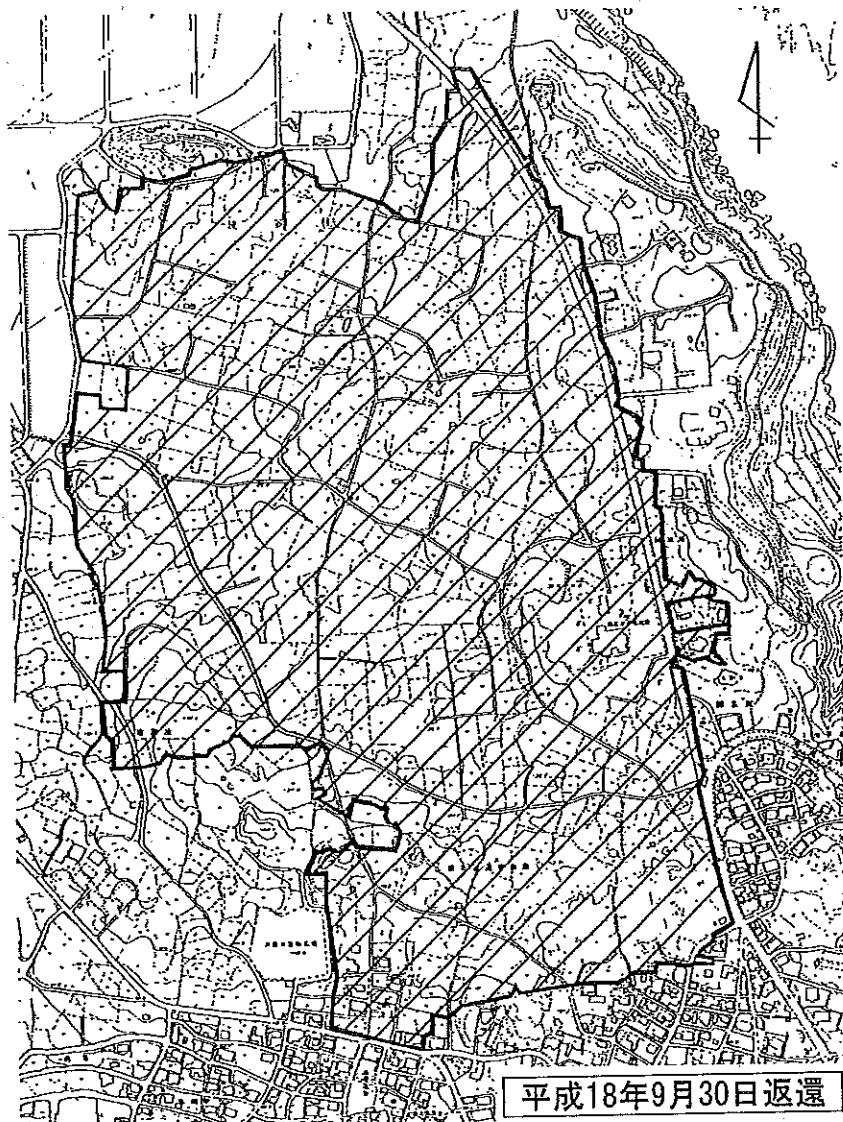
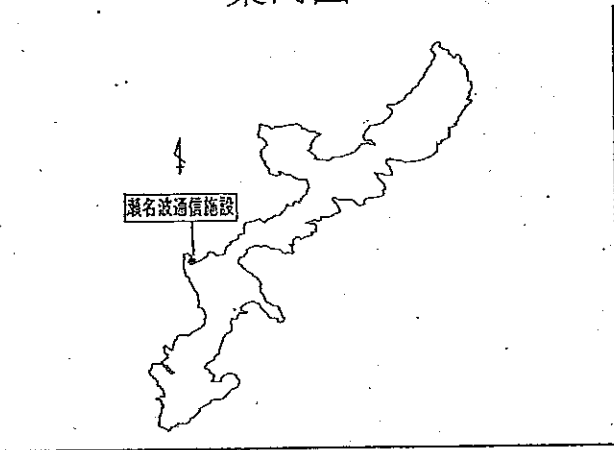


瀬名波通信施設に係る特定跡地の指定要件に関する事項

<p>開発整備を行うに 当たって原状回復 に相当の期間を要 すること (法第101条第1項)</p>	<p>原状回復措置に1年2月要したこと。</p>
<p>計画的な開発整備 が沖縄の振興に資 すると認められる こと (法第101条第1項)</p>	<p>沖縄振興計画（平成14年7月10日決定） においては、中部圏域の振興の基本方向につい て、「普天間飛行場等駐留軍用地跡地の再開発 を契機として、都市機能の再編・整備を行い、 那覇市から石川市間において、活力と潤いのあ る連たんした都市圏形成を推進する」こととさ れ、具体的な推進方策として、瀬名波通信施設 の駐留軍用地跡地については、「公共施設整備 や集落整備を含めた総合的な整備を促進し、個 性豊かな田園空間の形成を図る」こととされて いること。</p> <p>本区域は瀬名波通信施設跡地利用基本方針(案) を策定しており、農地としての利用等を内容と する方針としていること。</p>
<p>面積が5ha以上で あること (政令第35条)</p>	<p>返還面積は約6.1haであること。</p>

# 瀬名波通信施設

案内図



#### 読谷補助飛行場に係る経緯

- 昭和19. 9 旧日本軍の「沖縄北飛行場」として買収、建設
- 昭和20. 4 米軍占領により「読谷補助飛行場」として使用開始
- 平成8. 12 SACO最終報告「パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に返還」
- 平成11. 10 パラシュート降下訓練の移転について日米合同委員会合意
- 平成14. 10 楚辺通信所の移設完了後、返還することで日米合同委員会合意
- 平成17. 3 読谷補助飛行場跡地利用実施計画策定
- 平成18. 5 一部返還について日米合同委員会合意
- 7 一部返還（約138ha）
- 読谷補助飛行場用地の国有地部分（既返還地を含む）を村に等価交換
- 12 残余部分（約53ha）を返還〔読谷補助飛行場全部返還（約191ha）〕
- 平成19. 3 読谷補助飛行場地区民有地部分跡地利用基礎調査
- 平成20. 2 地権者等への返還土地全ての引渡しが完了

#### 楚辺通信所に係る経緯

- 昭和20 軍事占領の継続として使用開始
- 平成8. 12 SACO最終報告「アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に返還する。」
- 平成11. 4 アンテナ等の通信設備を含む通信システムなどのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意
- 平成12. 3 読谷村軍用地跡地利用基本構想策定
- 平成17. 3 楚辺通信所旧集落（前島地区）跡地利用計画策定
- 平成18. 3 駐留軍用地特措法適用土地の返還について日米合同委員会合意
- 楚辺通信所跡地利用基本方針策定
- 6 駐留軍用地特措法適用土地（約236㎡）返還
- 11 代替通信施設を全て提供
- 12 残余部分（約53ha）を返還〔楚辺通信所全部返還（約53ha）〕
- 平成19. 3 楚辺通信所跡地利用基本計画策定
- 7 地権者等への返還土地全ての引渡しが完了

#### 瀬名波通信施設に係る経緯

- 昭和20 軍事占領の継続として使用開始
- 平成8. 12 SACO最終報告「アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ha）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ha）は、保持される。」
- 平成12. 3 読谷村軍用地跡地利用基本構想策定
- 平成14. 3 アンテナ等を含む通信システムなどのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意
- 平成18. 5 代替施設を提供
- 9 一部返還（マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha）
- 10 マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合〔瀬名波通信施設全部返還（約61ha）〕
- 平成19. 11 地権者等への返還土地全ての引渡しが完了
- 平成20. 3 瀬名波通信施設跡地利用基本方針(案)策定